

八丈島文化協会規約

- 第 1 条【名称】 この会は、八丈島文化協会（以下、協会という）と称する。
- 第 2 条【事務所】 協会の事務所を八丈町三根 4 8 6 9 - 1 に置く。
- 第 3 条【目的】 協会は、営利を目的とせず、自主的な文化活動をとおして、会員相互の交流の強化発展を図るとともに、八丈島の地域文化の普及振興に努め、生きがいある生活への指向と豊かな人間性を養い、地域づくりに寄与することを目的とする。なお、具体的な活動内容については別に定める。
- 第 4 条【会員】 団体の会員は、原則として島内に活動の拠点を置き、協会の目的に賛同する文化活動を行う団体とする。
- 2 個人会員は、前項に該当する個人とする。
 - 3 団体会員の構成員であっても個人会員になることができる。
- 第 5 条【賛助会員】 賛助会員は、規約第 3 条に賛同し、支援する団体及び個人とする。
- 第 6 条【事業】 協会は、目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 会員相互の協力・交流及び連絡調整
 - 2 地域伝統芸能の保存と育成
 - 3 関係団体との事業の協力及び支援
 - 4 講習会、講演会、実演会、研修会等の開催
 - 5 文化芸術作品の展示及び発表会の開催
 - 6 文化施設の充実を目的とする芸術・文化の調査研究
 - 7 その他協会の目的達成に必要な事業
- 第 7 条【部会】 協会に必要な応じて部会を置くことができる。
- 第 8 条【役員・理事】 協会に次の役員・理事を置く。
- | | | | | |
|--------|---------------------------|----------|--------|----------------|
| 会長 1 名 | 副会長 1 名 | 事務局長 1 名 | 会計 1 名 | 理事 1 0 ～ 1 5 名 |
| 監事 2 名 | 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。 | | | |
- 第 9 条【役員・理事の選出】 役員・理事の選出は次のとおりとする。
- 1 理事は会員の立候補及び推薦により選出し、前任理事会が総会で報告し承認を得ることとする。
 - 2 会長、副会長、事務局長、会計、監事は理事会で選考し、総会において承認を得ることとする。
- 第 1 0 条【役員・理事の任期】 協会の役員・理事の任期は総会から 2 年とする。ただし、任期中に欠員等が出た場合は、理事会で補充し、後に総会で承認を得るものとする。
- 2 役員・理事の再任は妨げない。
 - 3 補欠等による役員・理事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員・理事は、任期満了後も、後任者が就任するまではその任務を行う。
- 第 1 1 条【役員・理事の任務】 役員・理事の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は協会を代表し、すべての業務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する
 - 3 事務局長は協会の事務業務を統括する。
 - 4 会計は協会の会計を処理する。
 - 5 監事は協会の事業並びに会計を監査する。監事は必要に応じて協会の諸会議に出席する

ものとする。

第12条【事務局】 協会に事務局を置き、事務局長のもとで事務局員及び会計がその任にあたる。事務局員は、理事の中から委嘱し、役員会に出席することができる。

第13条【理事会】 理事会は、役員・理事で構成し、以下の活動を行う。会議の招集は会長が行う。

- 1 理事・理事会は協会の日常的な事業の円滑な推進のため、業務の執行にあたる。
- 2 理事会は次のような内容について審議を行なう。
 - (1) 総会に提案する議案の検討及び作成
 - (2) 諸規定の決定及び改廃
 - (3) その他、業務の執行に関する会長提案事項の審議
- 3 議事は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条【総会】 協会の運営のため、総会を設ける。

- 2 総会は年1回開催し、団体会員及び個人会員で構成する。総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算及び予算
 - (3) 会則の改変
 - (4) その他必要な事項
- 3 総会の議長は出席者の中から選出する
- 4 総会は委任状を含む会員の過半数の出席で成立し、議案の議決権を持つ団体会員、個人会員、理事の出席人員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 定期総会の他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第15条【顧問】 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問及び会議への招請に応じ意見を述べるることができる。

第16条【会計年度】 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第17条【会費】 協会の年会費は、団体会員3,000円、個人会員1,000円、賛助会員は1口1,000円とする。変更する場合は、理事会で決定し総会において承認された金額を年1回徴収する。

第18条【加盟・退会】 協会に加盟する団体会員・個人会員は、八丈島文化協会加盟申請書（様式1）を提出し、理事会の承認を得る。

- 2 協会を退会する場合は、八丈島文化協会退会届（様式2）を提出する。
- 3 規約第4条に規定する賛助会員になる者は、八丈島文化協会賛助会員申請書（様式3）を提出する。
- 4 協会の規約を遵守せず、著しく逸脱した行動を行なった会員は、活動を停止または退会させることができる。

附則1 制定 本規則は、平成24年10月10日より施行する

附則2 改正 本規則を改正し、平成25年6月28日より施行する

付則3 改正 本規則を改正し、平成26年6月17日より施行する

付則4 改正 本規則を改正し、平成27年6月 3日より施行する